

主治医意見書作成料の請求について

1. 請求書の提出先

主治医意見書作成料請求書の提出は、県内保険者（市町村）が国保連合会に委託している場合は、国保連合会に提出してください。

なお、国保連合会に未委託の県内保険者（市町村）は、直接保険者（市町村）に提出してください。

【国保連合会に未委託の県内保険者（市町村）】

岐阜市、高山市、瑞浪市、飛騨市、白川村

また、県外保険者分は、該当保険者に確認してください。

2. 請求書様式

紙の請求書様式は、保険者（市町村）によって異なりますので、様式の取り寄せは各保険者に依頼してください。

電子データで請求情報を作成する場合は、「介護電子媒体化ソフト」等をご利用ください。

※「介護電子媒体化ソフト」は、国保中央会が作成した無料ソフトです。国保連合会のホームページ（介護保険事業者の皆さんへ→「1. 保険請求について」）に掲載しています。

3. 介護保険主治医意見書作成料・検査料請求（総括）書様式

総括書様式は、国保連合会ホームページ（介護保険事業者の皆さんへ→「1. 保険請求について」）に掲載しています。請求書と併せて提出してください。

※データ請求の場合は、総括書の提出は不要です。

4. 請求書（紙）の提出方法

総括書→請求書（保険者番号が若い順）の順で重ね、ホチキス等で左上を綴じてください（作成月ごとに総括書を分ける必要はありません）。

5. 請求書（電子データ）の提出方法

「介護電子媒体化ソフト」等で作成した CSV ファイルを、電子媒体（CD-R）に格納して、表ラベルに油性マジック等で下記事項を記入してください。

【事業所番号、事業所名、「主治医意見書作成料・検査料請求書」、担当者名、連絡先】

※介護給付費と主治医意見書作成料の請求は、それぞれ別の電子媒体（CD-R）に分けてください。電子媒体（CD-R）の中には、CSV ファイルのみを格納してください。拡張子が CSV ファイル以外のファイルやフォルダを入れた場合は読込されませんので、ご注意ください。

※請求可能な媒体の種類は CD-R のみです。

※電子媒体（CD-R）は返却いたしませんので、提出するデータのバックアップを取り、必ず保管してください。

6. 請求受付

(1) 直接（窓口）受付

○受付期間：毎月10日受付分まで

（受付最終日10日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）

○時間：午前8時30分～午後5時まで

(2) 郵送受付

○受付期間：毎月10日到着分まで

（受付最終日10日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）

○送付先：〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館内

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課

○注意点：診療報酬のレセプト等と混在しないように、封筒内で分けてください。

（中封筒やクリアファイル等で分けてください）

郵送は、なるべく配達記録が残る方法にて送付をお願いします。

7. 請求書提出時の確認事項

(1) 紙提出の場合に、総括表の件数と請求書の件数が一致しているか。

(2) 作成依頼日 → 意見書作成日 → 意見書送付日の順となるよう記入しているか。

■正しい例

依頼日 令和3年12月1日

作成日 令和3年12月2日

送付日 令和3年12月3日

■誤った例

依頼日 令和3年12月3日

作成日 令和3年12月2日

送付日 令和3年12月1日

(3) 意見書作成料種別（在宅/施設・新規/継続）と請求額が一致しているか。

(4) 記入漏れ、○（マル）漏れ、記入誤りがないか（別紙、記載例を参照）

	記載項目	記載内容
①	主治医意見書作成月	意見書を作成した年月を記載
②	保険者番号	証記載保険者番号（6桁）を記載
③	被保険者	介護保険の被保険者情報を記載
④	請求医療機関	事業所番号（10桁）等を記載
⑤	作成依頼日	保険者から作成依頼された年月日を記載
⑥	意見書作成日	意見書を作成した年月日を記載
⑦	意見書送付日	保険者に意見書を送付した年月日を記載
⑧	意見書作成料	申請種別（在宅・施設）（新規・継続）に○付金額（税抜き）を記載
⑨	診断・検査費用	該当がある場合に記載
⑩	請求額	意見書作成料、消費税、合計金額等を記載

8. 返戻について

審査月の翌月の初日に、返戻がある場合は「主治医意見書料エラー一覧表」を通知しますので、エラー理由をご確認いただき、再請求をお願いします。

9. 支払について

支払いは、保険者（市町村）から国保連合会を通じて医療機関に支払われます。介護報酬をインターネット（伝送）で請求している事業所は審査月の翌月中旬に、電子媒体・紙で請求している事業所は審査月の翌月下旬に、「介護給付費等支払決定額通知書」を送付しますのでご確認ください。

なお、支払先は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」で指定していただいた銀行口座になります。

10. 介護電子媒体化ソフトについて

パソコンのディスプレイ上の主治医意見書作成料請求書様式イメージに、紙請求書様式とほぼ同じ感覚で画面入力を行うことにより、電子化された請求書を作成することができます。

<介護電子媒体化ソフトの入手方法から国保連合会への請求までの流れ>

①国保連合会ホームページより、介護電子媒体化ソフトのインストール用EXEファイル、マニュアル等をダウンロードします。

【介護電子媒体化ソフトの掲載場所】

岐阜県国保連合会ホームページ (<http://www.gkren.jp/>)

→『介護保険事業者の皆さんへ』（トップページ）

→『1. 保険請求について』（介護保険に関する目次）

→『(6) 介護電子請求媒体化ソフト ver.3 について』

②介護電子媒体化ソフトをインストールします。

③介護電子媒体化ソフトで、請求書に必要な情報の画面入力をします。

※入力方法等の詳細は、マニュアルを参照してください。

④必要な情報が入力された請求書データ（CSV ファイル）をCD-Rに保存します。

⑤国保連合会にCD-Rを提出します。